

## 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方のご遺体またはその疑いがあるご遺体の火葬については、感染拡大防止のため、以下のとおり対応させていただきます。ご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

### 1. 予約と受入について

- ① 予約時に新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬であることを申し出てください。
- ② 火葬時刻は原則15時00分以降の火入れのみとします。但し、他の予約状況等により、時間の変更をお願いする場合があります。
- ③ ご遺体は、必ず非透過性納体袋に収容・密閉し、納体袋の表面を消毒し納棺後、棺の目張りを行ってください。
- ④ 斎場へのご遺族の来場は、極力最小限にお願いいたします。（火葬中の待合室、ロビーの利用は禁止とさせていただきます。）また、来場される方は、必ずマスクを付けてくださるようお願いいたします。
- ⑤ 感染が疑われる濃厚接触者及び体調が優れない方の来場はお控えください。
- ⑥ コロナ感染症「情報共有シート」の提出をお願いします。

### 2. 火葬・収骨について

- ① 告別室の使用は禁止とさせていただきます。（お別れについては、炉前にて行います。）蓋を開けての拝顔は、係員の指示に従ってください。（非透過性納体袋の種類によります。）
- ② 火葬中は待合室、ロビー等の使用はできませんので、車内での待機あるいは、一旦ご帰宅いただくことになります。
- ③ 火葬後は、通常通りの収骨業務を行います。係員の指示に従ってください。

### 3. その他

- 係員は、マスク、手袋、ゴーグル等の着用で対応させていただく場合がございますがご了承くださいませようお願いします。

#### 【注意事項】

- ① コロナの疑いがあるご遺体について、火葬許可証で「死因」が「一類感染症等」及び「法定伝染病」である場合はすべて、上記のコロナ感染症のご遺体と同様となります。
- ② 通常火葬9時00分～13時30分の火入れで予約された場合でも、火葬許可証で「死因」が「一類感染症等」及び「法定伝染病」であることが確認された場合は、15時00分以降の火入れへ変更して頂きます。
- ③ 1-⑥コロナ感染症「情報共有シート」とは、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の「別添1、別添2」のことです。